

第6章 事業概要

1 事業スケジュール

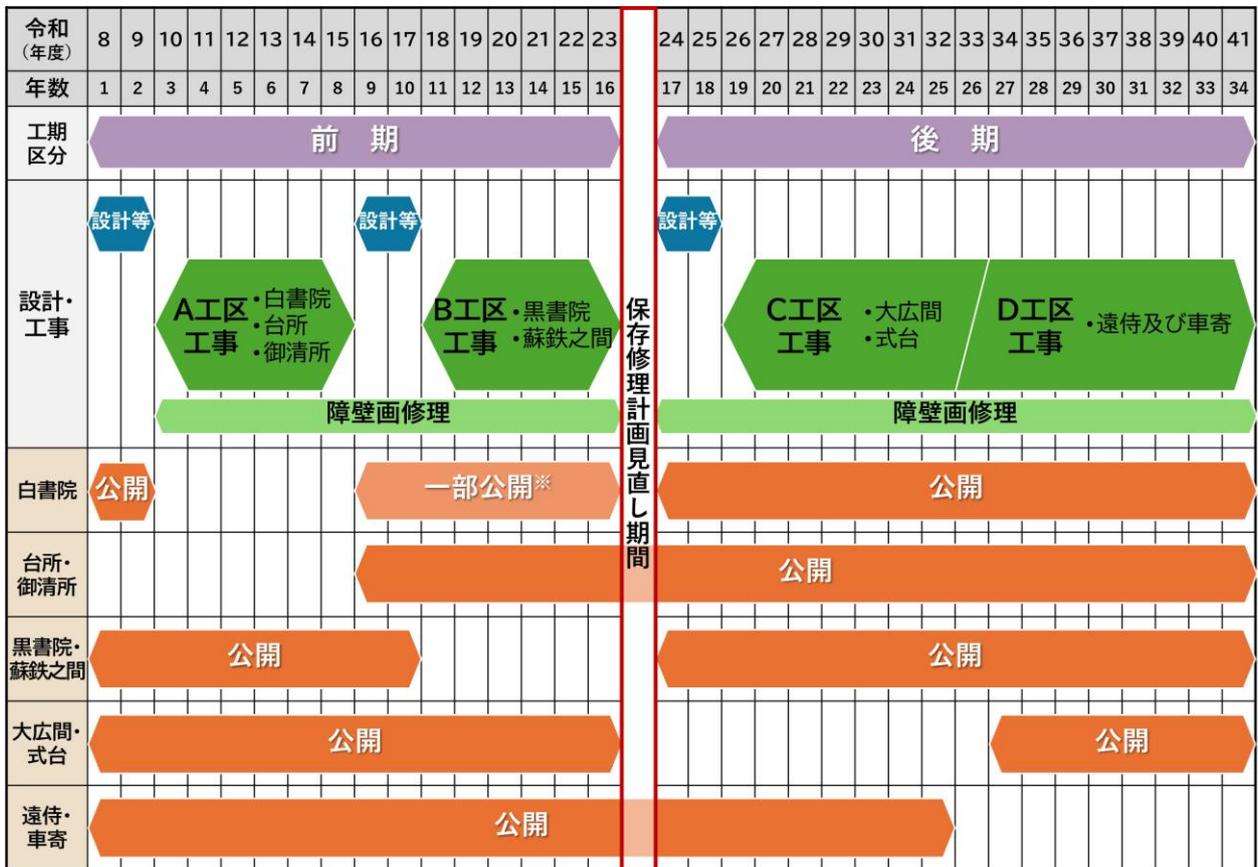
(1) 事業期間

1工区あたり、6～9年の工事期間を見込んでおり、全4工区の総事業期間は34年を想定している。

(2) 公開

工事完了後の建物は順次公開し、公開範囲を可能な限り広く確保する。

C・D工区の工事前には、A・B工区の実績等を踏まえて、計画の見直しを行う。



※ 一部公開は、屋外から建物内部を観覧するかたちです

図 6.1.1 事業工程表

2 事業費

事業費（概算）は200億円を見込み、その内、修理工事費は170億円を見込んでいる。

事業費の財源は、毎年、収入の一部を積み立てている基金に加え、国の補助金（事業費の約1/2）を充てる。

これまでから実施している「世界遺産・二条城一口城主募金」についても、アピール強化に取り組み、その寄付金については基金に積み立てる。

表 6.2.1 事業費内訳

	金額	内訳
工事費	170億円	A工期 40億円（うち、1/2は国補助充当） B工期 30億円（うち、1/2は国補助充当） C・D工期 100億円（国補助については、修理計画の見直しの時期に合わせて国と協議）
その他	30億円	公開活用費、設計費、防災施設整備費等
合計	200億円	

3 事業手法

(1) 条件整理

ア 契約の仕方

1工区あたり6～9年を想定した全4工区に対し、計3本の工事発注を行う。

（工事は、A、B工区を各1本の契約とし、C、D工区を合わせて1本の契約で行う。）

イ 工事予定価格

本工事は、政府調達に関する協定（WTO協定）適用の競争入札、及び総合評価競争入札に該当する。

ウ 工事の特殊性

建物及び場所の特殊性等を考慮し、現場における安全管理、動線管理等の施工・監理に支障を及ぼさないような発注方法とする。

エ 保存修理補助事業

保存修理補助事業の執行における入札方式は、原則、一般競争によることが望ましいとされているが、建物規模、施工方法等を鑑み、発注方式を確認、検討する必要がある。

オ 文化財建造物修理主任技術者

発注方式を検討する場合、補助金の交付条件として、文化庁の承認を受けた文化財建造物修理主任技術者による設計監理が的確に反映できるようにする必要がある。

(2) 事業手法の比較と効果

ア 事業手法の特徴

通常発注方式（設計・施工分離発注方式）と、設計・施工一括発注方式を比較検討する。

上記の条件を踏まえ、設計の一部（仮設工事、耐震補強工事等、市が適当と判断したもの）を施工と一括発注とする一部設計・施工一括発注方式をあわせて検討する。

表 6.3.1 発注方式の比較

発注方式	内容と特徴
通常発注方式 (設計・施工分離発注方式)	<ul style="list-style-type: none"> • 設計を本市が内部設計又は委託し、一般競争入札で工事を発注する方式。 ○ 算定された工事価格の妥当性、確度が高い（ノウハウによるコスト縮減幅が小さい） ○ 設計の内容確認を発注者が行い、それをもとに工事発注するため、設計・施工の各段階で的確に監理ができる。
一部設計・施工 一括発注方式	<ul style="list-style-type: none"> • 設計の一部と施工を一括で発注する方式。 ○ 設計段階から、建設会社の施工知識・技術が生かせる。 ○ 物価上昇や現場状況を踏まえた柔軟な設計変更に対応できる。 ▲ 施工中に同じ建物や敷地内で施工する場合、工事責任が錯綜する。
設計・施工 一括発注方式	<ul style="list-style-type: none"> • 設計・施工を一括で発注する方式。 ○ 設計段階から、工事請負業者の施工知識・技術が生かせる。 ○ 工期が長期にわたる場合、早期に発注することで工事費を抑制、資材・人材を確保できる。 ▲ 算定された工事価格の妥当性が問われる。 ▲ 設計者と施工者の責任の所在が曖昧になる（契約時または着工後の設計変更に伴うリスク分担の難しさ）。 ▲ 保存修理工事では事例が少なく、国庫補助金事務の段取りを事前調整する必要がある。

(※ ○：適正がある ▲適正が低い)

イ 事業手法の比較

本事業における条件整理と発注方式の特徴を踏まえて、その効果を検証した。

- (7) 通常発注方式とする場合は、複数業者が入札可能な工区割り、施工難易度を設定することが必要となる。設計・施工一括発注方式に比べて、主任技術者が設計・施工の各段階で監理することができる。
- (4) 設計・施工一括発注方式とする場合は、建設会社の施工知識、技術を前倒しで取り入れることができる。保存修理の場合、以下の例が考えられる。
- ① 素屋根工事（仮設工事）

技術的工夫を要するもの（鉄骨素屋根における仮設材転用の提案、工事期間中の来城者の安全性に配慮した仮設通路の提案等）。
 - ② 耐震補強工事

高度な施工技術が必要であり、かつ工事が進まないと言細を把握できないもの。

ウ 評価結果

文化財建造物の修理工事では、工事中の解体後に明らかとなる事実も多くあり、文化財建造物の修理に精通した本市職員（文化財建造物修理主任技術者）による設計・監理を的確に現場に反映できるよう、A工区・B工区の工事発注方式については、工事の施工のみを発注する方式（通常発注方式）が最適と判断している。

なお、C工区・D工区については、A工区・B工区での実績や工事規模等を踏まえ、その他の発注方式（設計・施工一括発注方式（デザインビルド）等）も含め、修理計画の見直しを行う際に、あらためて検討する予定としている。

発行：令和8年2月／文化市民局元離宮二条城事務所
京都市印刷物第 072015 号